特集 年度の生活保護

生活保護基準の改定……2頁
実施要領の改正……7頁
医療扶助運営方向……15頁
生活保護監査方針……22頁

生活保護基準の改定

社会変動に常時特別な配慮

昭和四八年度の生活保護基準は、生活扶助基準の一四%の引上げ、教育扶助基準の一四・六%の引上げ、出産扶助基準の改善等種々の改定が行なわれた。

生活保護基準については、従来から一般国民の生活水準の動向に対応しつつ、一般世帯と被保護世帯の消費水準の格差を縮小し、被保護世帯の生活向上をはかるという観点から積極的な改善を行なってきたところであり、昭和四八年度においても基本的には、従前と同様の観点から改善が行なわれたものであるが、とくに昭和四八年度については、最近における一部品目の高騰などにみられる消費者物価の根強い上昇や通貨調整といったわが国経済の基本にかかる問題の発生を一つの契機とした国民福祉に対する世論の高まりの下で、生活保護基準をいかなる水準に設定するかはいろいろと注目されたところである。

周知のとおり、被保護人員は、経済の高度成長による潜在失業者層、低賃金層の解消や社会保障施策の整備充実などとする社会保障施策の整備充実などにより近年著しく減少している。しかしながら、被保護階層の中で通常の稼働能力のある階層はたしかに大幅に減少しているが、反面、老齢者等稼働能力のない階層は絶対数においても増加している。これは、社会保険等他の社会保障制度がいまだ完備の域に達していない時期において、老齢人口が増大している一方、私的扶養に多くを期待できない方向への社会的な変化が急激に進んでいることによると考えられ、それだけに生活保護制度の対象となる階層は、自力で経済繁栄の成果に与ることができず、経済的、社会的にとり残された人びとによって多くを占められているとみることができるであろう。

生活保護制度は、このような階層の最後のよりどころとして、重要な役割を果すものであり、生活保護基準の改善いかんは、これらの階層に対する国の姿勢を端的に示すものであるが、さらにこの制度によって保障される生活水準は、直接に制度の対象とはならない多くの国民にとっても無視しえないわが国における福祉水準の基盤としての意義をもっている。すなわち、最近とくにその充実の必要性が叫ばれている年金の給付水準をはじめとした国民的福祉諸施策の水準を定めるにあたって、生活保護制度による水準が一つの基盤とならざるを得ないであろう。

このような意味においても、生活保護基準の改善は注目されたところであるが、その改善の基本的な方向については、昭和四六年一二月に提出された中央社会福祉審議会の答申「国民生活の変化に対応した生活保護制度のあり方」において示されている。すなわち「物価の上昇や生活構造の急激な変化を受けやすい被保護階層について常時特別の考慮を払い、これとの格差を縮小する見地から積極的に改善を行なうこと」「世帯類型別生活実態等の分析検討を通じて、生涯生活周期の各段階において特殊需要に十分対応するよう改善すること」である。

昭和四八年度の生活保護基準は、この趣旨にそって改善が行なわれたものである。

以下その概要について説明する。

48

生活扶助基準

生活扶助基準（基準生活費）については、対前年度比一四%の引上げが行なわれた。

生活扶助基準引上げの背景として、最近の一般国民の消費生活と消費者物価の動向をみてみよう。

まず、一般国民の消費水準の動向をみると、総理府家計調査による人口五万以上の都市勤労者世帯の一人当たり消費支出の対前年度上昇率は、昭和四四年度一二・一%、昭和四五年度一三・七%と高い値を示していたが、昭和四六年度は景気後退期における円の切上げ等の影響もあり、対前年度比九・四%と昭和四〇年度の不況期以降最低の伸び率となっている。

家計消費支出の伸び率の鈍化は、昭和四七年度に入っても引き続いており、昭和四七年（歴年）の対前年上昇率は八・一%となっている。家計消費支出とは若干異なるが、国民所得計算上の個人消費支出でみると、その一人当たり対前年度上昇率は、昭和四五年度において一四・三%であったものが、昭和四六年度には一一・八%と家計消費支出と同様かなり低くなっている。昭和四七年度については、当初見通しで一二・六%と予測されていたが景気の回復が予定よりもはやく、実績見込みでは一二・九%と当初見通しを若干上回っている。

このような一般世帯の消費水準は、昭和四八年度においてどのような動きを示すであろうか。

再度の通貨調整がわが国経済や国民生活にどのような影響を与えるかは、現時点では必ずしも明らかではないが、昭和四八年度の政府経済見通しによれば、昭和四七年度以降上昇過程に転じた景気の動向は、昭和四八年度においても引き続き拡大基調をたどるものとみられている。その結果、国民総生産は一六・四%上昇し、また個人消費支出は着実な所得の増加を背景に対前年度比一五・二%増、一人当たり換算で一三・八%増となるよう予測されている。

このような傾向は、家計消費支出においてもほぼ同様で、昭和四六年度、昭和四七年度の対前年度上昇率一〇%程度を若干上回る一一～一二%程度の伸び率となるものと考えられる。

次に国民生活にとって影響の大きい消費者物価の動きについてみると、人口五万以上の都市の対前年度上昇率は、昭和四四年度六・六%、昭和四五年度七・四%と高い上昇率を示してきたが、昭和四六年度は五・八%と若干鈍化し、昭和四七年度については、従来と比較し低い上昇率となるものと見込まれている。（昭和四七年〈暦年〉の対前年上昇率は四・五%となっており、昭和四六年の対前年比六・二%と比較してもかなり上昇率が鈍化している）

これは、各費目とも比較的上昇率が低かったことによるが、とくに季節商品が前年度よりも安定的に推移したためで、この結果、食料費物価の上昇率は昭和四四年度八・六%、昭和四五度八・〇%と総合物価の上昇率をかなり上回っていたものが、昭和四六年度五・二%、昭和四七年〈暦年〉四・一%と平均を下回っている。

しかし、ごく最近では、一部商品の異常な高騰や卸売物価の根強い上昇傾向がみられ、昭和四八年度は上昇率が大きく政府の経済見通しによれば、昭和四七年度の実績見込み五・三%を上回る五・五%と予測されている。

生活保護基準の改定にあたっては、このような国民生活の動向を勘案しつつ、一般世帯と被保護世帯の消費水準の格差を縮小するという観点から、生活扶助基準（基準生活費）について一四%の引上げが行なわれたものである。なお物価は政府の経済見通しによる五・五%が見込まれているので実質改定率は八・一%となる。

ちなみに、昭和四四年度から昭和四六年度までにおける人口五万以上都市勤労者世帯の消費支出の実質上昇率は、年平均四・八%であり、これと比較しても相当の改善がなされたといえよう。

生活扶助基準が一四%引き上げられた結果、一級地における標準四人世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女）の生活扶助基準額（月額）は、昭和四七年度の四四、三六四円から五〇、五七五円に六、二一一円の増額となった。また、老人二人世帯（六八歳男、六五歳女）の場合、二五、八九〇円から二九、五三三円に三、六四三円の増額となった。

生活扶助基準の昭和三五年度以降

における改定の状況は、表1のとおりである。この結果、被保護労働者世帯の消費水準は表2の示すとおり、昭和三五年度に比べ昭和四六年度には四・二倍となり一般勤労者世帯の三・〇倍に比べかなり上昇している。

これを一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費水準の格差でみると、昭和三五年度三八・〇%であっただものが、昭和四六年度五三・二%とかなり縮小してきている。昭和四七年度、昭和四八年度においても予想される一般世帯の消費水準の伸び率を上回る生活扶助基準の引上げを行なっており、この格差はさらに縮小するものと思われる。

つぎに、入院患者日用品費については、一般病人院患者の場合、昭和四七年度（月額）五、七一〇円から昭和四八年度六、六〇〇円に、精神病入院患者の場合、五、一四〇円から六、二七〇円にそれぞれ引き上げられた。とくに、精神病入院患者の日用品費については、従来一般病の九〇%の額を基準額としていたが、今回これを九五%の額とし、対前年度比二二%の大幅な引上げが行なわれた。これは最近、精神病入院患者に対する治療方法の変化に伴って病床も開放化しつつあり、病状の改善も顕著で生活需要において一般病入院患者と大差の増加していると考えられることを考慮して改善されたものである。

また、加算については、妊産婦加算が妊娠六か月以上、一級地の場合で、昭和四七年度の三、五五五円から昭和四八年度三、九四〇円に、在宅患者加算が一級地の場合で、三、四三〇円から三、八〇〇円にそれぞれ引き上げられた。障害者加算については、重度の障害者を家族が介護している場合の介護料が三、六五〇円から四、二七〇円に、また介護人をつけている場合の介護料が九、〇〇〇円から一〇、〇〇〇円にそれぞれ引き上げられた。

さらに、入学準備金については、入学時に必要とされる通学服等の実態価格の上昇に対応して、大幅な引上げが行なわれ、小学校入学時の場合、昭和四七年の五、五〇〇円から昭和四八年度一一、〇〇〇円に、中学校入学時の場合、五、〇〇〇円から一二、〇〇〇円にそれぞれ引き上げられた。

教育扶助基準

教育扶助基準については、教材費、学用品費等の値上りや通学用品費等の支出が増加していること等に対応し、さらに児童生徒が営む学校生活は集団的社会生活であるという特殊性を考慮し、一般児童生徒の教育費水準との均衡を保つという観点から基準額について一四・六%の引上げが行なわれた。

これを小学校三年生についてみると、月額五五〇円から六六〇円に、また中学校一年生男子では、一、四六五円から一、六八〇円にそれぞれ引き上げられている。

なお、文部省の学習指導要領の改定に伴い、小中学校とも各学年ごとに必要とされる教材等に変動があったため、学年別の改定率はそれぞれ異なっている。

住宅扶助基準

住宅扶助基準については、最近における被保護世帯の家賃の上昇を考慮し、一般基準額が昭和四七年度（一・二級地・月額）の二、八〇〇円から昭和四八年度四、五〇〇円に引き上げられた。

なお、家賃、間代等の額が一般基準額をこえる場合には、別に定められる特別基準額が適用されることになっているため、今回の改定は、実質的な影響はほとんどないが、一般基準額として、被保護世帯の実態に対応させたものである。

表1　生活扶助基準額の年次推移（標準4人世帯）

（1級地）

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
	年 月 日	円	%	
第 16 次	35. 4. 1.	8,914	—	100.0
第 17 次	36. 4. 1.	10,344	116.0	116.0
補正	36.10. 1.	10,862	•	•
第 18 次	37. 4. 1.	12,123	118.0	137.0
米価補正	37.12. 1.	12,460	•	•
第 19 次	38. 4. 1.	14,289	117.0	160.3
第 20 次	39. 4. 1.	16,147	113.0	181.1
米価補正	40. 1. 1.	16,446	•	•
		(18,084)	112.0	•
第 21 次	40. 4. 1.	18,204	•	204.1
米価補正	41. 1. 1.	18,548	•	•
地 22 次	41. 4. 1.	20,662	113.5	231.8
第 23 次	42. 4. 1.	23,451	113.5	263.1
米価補正	42.10. 1.	24,095	•	•
第 24 次	43. 4. 1.	26,500	113.0	297.3
米価補正	43.10. 1.	26,910	•	•
第 25 次	44. 4. 1.	29,945	113.0	335.9
第 26 次	45. 4. 1.	34,137	114.0	383.0
第 27 次	46. 4. 1.	38,916	114.0	436.6
第 28 次	47. 4. 1.	44,364	114.0	497.7
米価補正	47.10. 1.	44,679	•	•
第 29 次	48. 4. 1.	50,575	114.0	567.4

（注）1. 第21次の（　）内は，前年度との比較上，乳幼児加算分120円を除いている。
2. 標準4人世帯の世帯構成は，35歳（男），30歳（女），9歳（男），4歳（女）である。

出産扶助基準

出産扶助基準については、昭和四七年度の場合、特別基準の限度額として居宅分べんの場合、一四、〇〇〇円、施設分べんの場合、一一、〇〇〇円に入院料の実費を加えた額とされていた。

昭和四八度においては、最近の出産に要する費用の実態に対応し、この限度額が居宅分べんの場合二〇、〇〇〇円、施設分べんの場合二〇、〇〇〇円に入院料の実費を加えた額にそれぞれ引き上げられるとともに、この額が一般基準額とされた。

勤労控除

生活扶助基準は、非稼働の状態を前提として算定されているが、稼働している場合には飲食物費、被服費、交通費等について、増加需要が生じる。勤労控除はこのような増加需要を満たすとともに、勤労意欲の助長を図るため設けられたものである。

勤労控除には、需要の性格、形態等に応じて実費控除、基礎控除、特別控除、新規就労控除、及び未成年者控除があり、昭和四八年度においては、このうち基礎控除及び特別控除が引き上げられた。

まず、基礎控除のうち業務の労作に応じて一定の控除額が定められている業種別基礎控除については、次のような改定が行なわれた。

すなわち、事務、内職等の軽労作の職種に適用される(1)の職種の控除額（一・二級地・月額）が昭和四七年度の五、二〇〇円から六、〇八〇円に、日雇、農耕等の中労作の職種に適用される(2)の職種が七、〇三〇円から八、一一〇円に、土工、道路工夫等強労作の職種に適用される(3)の職種が八九二〇円から一〇、二〇〇円にそれぞれ引き上げられた。

また、収入に応じて控除額が定められている収入金額別基礎控除についても所要の改善が行なわれた。

（厚生省社会局保護課）

表2　一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費水準の格差（東京都）

	1人1か月当たり消費支出 一般勤労者世帯 実額(A)	指数	被保護労働者世帯 実額(B)	指数	格差 (B)/(A)×100
昭和35年度	9,039円	100.0	3,437	100.0	38.0%
昭和36年度	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
昭和37年度	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
昭和38年度	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
昭和39年度	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
昭和40年度	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
昭和41年度	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
昭和42年度	18,017	199.3	9,360	272.3	52.0
昭和43年度	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7
昭和44年度	21,731	240.4	11,487	334.2	52.9
昭和45年度	24,639	272.6	12,648	368.0	51.3
昭和46年度	26,957	289.2	14.335	417.1	53.2

資料：家計調査（総理府），被保護者生活実態調査（厚生省）

表3　最低生活保障水準の具体的事例

	4人世帯 35歳男(日雇)・9歳男(小3) 30歳女(無職)・4歳女				母子3人世帯 30歳女(無職) 9歳男(小3)・4歳女				老人2人世帯 68歳男(無職) 65歳女(〃)				老人1人世帯 65歳女(無職)			
	47年度		48年度		47年度		48年度		47年度		48年度		47年度		48年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
生活扶助	44,364	32,388	50,575	36,916	32,927	24,040	37,534	27,396	25,890	18,907	29,533	21,556	15,109	11,039	17,253	12,586
加算（実費）	•	•	•	•	(母子加算) 3,300	(母子加算) 3,300	(母子加算) 4,700	(母子加算) 4,700	•	•	•	•	•	•	•	•
業種別基礎控除	7,030	6,295	8,110	7,300	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
計 世帯当たり	51,394	38,683	58,685	44,216	36,227	27,340	42,234	32,096	25,890	18,907	29,533	21,556	15,109	11,039	17,253	12,586
計 1人当たり	12,849	9,671	14,671	11,054	12,076	9,113	14,078	10,699	12,945	7,454	14,767	10,778	15,109	11,039	17,253	12,586
教育扶助	550	550	660	660	550	550	660	660	•	•	•	•	•	•	•	•
住宅扶助	2,800	1,300	4,500	1,900	2,800	1,300	4,500	1,900	2,800	1,300	4,500	1,900	2,800	1,300	4,500	1,900
合計 世帯当たり	54,744	40,533	63,845	46,776	39,577	29,190	47,394	34,656	28,690	20,207	34,033	23,456	17,909	12,339	21,753	14,486
合計 1人当たり	13,686	10,133	15,961	11,694	13,192	9,730	15,798	11,552	14,345	10,104	17,017	11,728	17,909	12,339	21,753	14,486

（注）このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され社会保険料、労働組合費、通学費等の実費が控除される場合がある。

表4　生活保護基準改定の概要　1　生活保護基準の改定（1級地）

	第28次改定（47年4月1日）	第29次改定（48年4月1日）	摘要
1. 生活扶助基準	円	円	
（基準生活費）			
(1) 居宅（1類+2類）	（標準4人世帯）44,364	50,575	（級地別）（生活扶助基準額）
(2) 期末一時扶助費	12月1人当たり		1級地 50,575円
	（47年12月）（居宅）3,420	3,420	2 〃 46,023
	（47年12月）（収容）1,225	1,225	3 〃 41,478
			4 〃 36,916
（収容保護基準）			
(1) 救護施設	14,295	16,300	
(2) 更生施設	15,145	17,270	
（加算等）			
(1) 妊産婦加算	妊娠6か月未満 2,370	2,620	
	〃 以上 3,555	3,940	
	産婦 2,195	2,430	
(2) 母子加算	47年1月1日改正 2,900	48年1月1日改正 4,300	
(3) 障害者加算	3,400	5,000	◎重度障害者家族介護料
(4) 精薄児養護加算	2,900	4,300	介護料 ~~4,720円~~ 9,000円以内
(5) 老齢加算	2,300	3,300	→10,000円以内
(6) 在宅患者加算	3,430	3,800	
(7) 放射線障害者加算	5,000	5,000	
(8) 多子養育加算	（47年3月1日新設）3,000	3,000	
(9) 人工栄養費	3,290	3,290	
(10) 入院患者日用品費	一般病 5,710	6,600	
	精神病 5,140	6,270	
(11) 一時扶助（布団類）	7,000円以内	7,000円以内	
(12) 入学準備金	小学校入学時 5,500円以内	11.000円以内	
	中学校入学時 5,000円以内	12,000円以内	
2. 教育扶助基準			
小学3年	学用品費等 550	660	◎このほか学校給食費通学のための交通費等の実費支給，また，特別活動のうち，クラブ活動に要する用具類について実費支給
中学1年（男）	〃 1,465	1,680	
3. 住宅扶助基準			
家賃間代等	2,800円以内	4,500円以内	◎住宅事情により第2種公営住宅家賃の最高額を標準とした額に1.3を乗じた額の特別基準を設定
家屋補修維持費	（年額）30,000円以内	30,000円以内	
4. 医療扶助基準	国保の診療方針診療報酬に準ずる	同左	
5. 出産扶助基準	1件 8,000円以内	20,000円以内	◎施設分べんの場合は，入院（8日以内の実入院日数）に要する費用の額を加算 ◎他に衛生材料費1,200円以内支給
6. 生業扶助基準			
(1) 生業費	30,000円以内	・30,000円以内	
(2) 技能修得費	15,000円以内	・15,000円以内	
(3) 就職支度費	15,000円以内	・15,000円以内	
7. 葬祭扶助基準	（大人）16,000円以内	・16,000円以内	◎霊柩自動車料金限度額 4,000円
	（小人）12,800円以内	・12,800円以内	
（勤労に伴なう必要経費）			
(1) 業種別基礎控除			
(1)の職種（内職）	5,200	6,080	
(2)の職種（日雇）	7,030	8,110	
(3)の職種（土工）	8,920	10,200	
(2) 基礎控除合算額（業種別基礎控除に収入金額別基礎控除を合算した場合）	（最高額(3)の職種）10,260	11,220	
(3) 特別控除	36,400円以内	41,500円以内	
(4) 新規就労控除	2,000	・2,000	
(5) 未成年者控除	2,000	・2,000	
(6) 不安定就労控除	2,000	・2,000	
(7) 実費控除（社会保険料，組合費，通勤費等）	実費	実費	

（注）・印は，今回改定しなかった基準額である。

実施要領の改正

世帯分離、資産保有に前進

保護基準の第二九次改定とあわせて、保護の実施要領の一部が改正され、本年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は以下のとおりであるが、改正事項のうち、表現の整理にとどまるもの、従来からの運用について、その明確化を図ったものについては、説明を省略した。

世帯の認定

㈠　世帯の認定保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当ではないときは世帯分離を認める。（局第1の2の(3)）

〈解説〉

従来の取扱いにおいては、要保護者がその者に対し生活保持義務関係にある者のいない一般世帯に転入したきた場合には、その世帯とのつながりも考慮のうえ、同一世帯として認定することが適当でない場合には世帯分離の認めてきたところであった。これは、要保護者の転入というむしろ他動的理由によってその世帯の自立がそこなわれることのないよう、また要保護者の身元引受けを容易にする等のためのものであって、これと逆のケースである保護を要しない者が被保護世帯に転入してきた場合には、このような理由が存在しないため、これまで認めていなかったものである。

しかしながら、近年、就職して世帯から転出していた子供等が、老父母等の日常の身の回りの世話を行なうため再び転入し、近隣に就職したり、農業を行なう等の事例がかなりみられるようになった。また、こうしたことは、老人、身障世帯等要看護ケースの増大している今日、保護の実施面でも望ましいことである。したがって、このようなケースをすべて同一世帯として認定し、その者の収入を認定することとなれば、転入者のせっかくの善意の芽をつみ、ひいては被保護世帯の孤立化傾向を強めることとなる。このため、転入者が被保護者に対する食事、洗濯等日常生活上の世話をすることを主たる目的として転入してきた場合には、ケース[illegible]事情を勘案のうえ、同一世帯として認定することが適当でない場合には世帯分離しうる途を開いたものである。なお、同一世帯として認定することが適当でない場合とは、個々のケースについて実施機関が判断すべきであるが、従前からの継続ケースとの均衡上、元来出身世帯員でなかった者または出身世帯員の場合は一年以上転出していた者を一応のめどとして取り扱われたい。

㈡　寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護または監視を要する者に生活保持義務関係者がいる場合であっても、その生活保持義務関係者の収入がその者の基準生活費以下のときは世帯分離を認める。（局第1の2の(4)のイ）

〈解説〉

従来の取扱いにおいては、寝たきり老人等に配偶者等生活保持義務関係者がいる場合には世帯分離は認められなかった。これは、寝たきり老人等と配偶者の間を分離することは、長期入院患者等同一居住でない場合を別として例がなく、また扶養義務の関連で問題があったためである。しかしながら、このような寝たきり老人等に加えさらにその配偶者等生活保持義務関係者のいるケースは、稼働収入のある他の世帯員にとって、寝たきり老人等のみをかかえている場合以上に負担が大きいともいえるため、なんらかの対応策を検討してきたところである。

このため、生活保持義務関係者間の扶養義務について「いろいろ判例を調査したところ、新潟家裁の判例において生活保持義務関係者の間であってもその旨の最低生活費をわってまで扶養を求めることはできない」というのがあり、これをよりどころとして今回の改正を行なったものである。したがって、寝たきり老人等に配偶者等生活保持義務関係者がいる場合であっても、その配偶者等の収入（勤労控除等を行なった後の収入充当額）が基準生活費（一類経費プラス二類経費の一人当たり分〈三人世帯であったときは、三人の二類経費を三で除した額〉）以下の場合には、寝たきり老人等と配偶者等を世帯分離し、寝たきり老人等のみを単独に保護し、配偶者等は稼働収入のある他の世帯員とともに保護を受けないこととなる。この場合、他に稼働収入のある世帯員がいない場合には分離の実益はないので、従来どおり世帯全体で保護する扱いとなる。

㈢　出身世帯に配偶者が属している中枢神経機能の全廃又はこれに近い状態にある者であって、入院期間がすでに一年をこえ、かつ、引き続

き長期間にわたり入院を要するものには世帯分離を認める。（局第1の2の(5)のイ）

〈解説〉

従来、配偶者間の世帯分離については、一般疾病は入院実績三年であるが、精神病については、それが離婚事項になることにもかんがみ、実績一年により事実上別世帯に近い状態になるケースが多いと考えられ、個別に実態判断を行なうことなく世帯分離を認めてきたものである。しかしながら、最近においてはいわゆる植物人間、一酸化炭素中毒後遺症等中枢神経系機能の全廃又はこれに近い状態にある者がかなりみられるところであり、こうした者をかかえた世帯の悲惨さおよび夫婦間の精神的交流の困難性は、精神病の場合と決して変るものではないところから、今回これらの者についても世帯分離の途を開いたものである。

㈣　未成熟の子が三年以上長期入院している場合には、配偶者間の場合と同様世帯分離を認める。（局第1の2の(5)のウ）

〈解説〉

従来、配偶者が長期入院の場合は世帯分離を認めてきたが、同じ生活保持義務関係者であっても、親と未成熟の子の間はいっさい認めてこなかった。これは、社会通念的に夫婦と親子の場[illegible]いたからであるが、[illegible]養義務しかないこと、最近、小児がン、ネフローゼ等子供の長期入院が増加していることにかんがみ、今回、分離の途を開いたものである。

なお、この分離の趣旨は、たんに親の経済的負担の軽減だけではなく、それを通じて子供に対する介護等の面でよりあたたかい配慮を期待し、ひいてはその世帯の自立助長を図ることであるので、十分留意のうえ取り扱われたい。

㈤　身体障害者療護施設入所者に対し出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合には世帯分離を認める。（局第1の2の(5)のエ）

〈解説〉

昭和四七年度の身体障害者福祉法の改正により設置されることとなった身体障害者療護施設は、重度の身体障害者で常時の介護を必要とする者を収容して治療および養護を行なう施設であり、他の現在分離を認めている施設と社会復帰の困難性は同等であるので、今回分離することとしたものである。

㈥　結婚、転職等のため一年以内に自立し世帯から転出する場合には世帯分離を認める。（局第1の2の(7)）

〈解説〉

従来、結婚、転職等によってまもなくその世帯から転出することが確実な場合には、現実の転出時の若干手前の時点（半年以内）で分離を認めてきたところであるが、今回、さらにいっそうの自立助長を図るため、転出が確実な場合には、一年以内であれば分離を認めることとしたものである。これによって、実施期間のより弾力的なケース指導が可能であると思われる。なお、この取扱いは当然転出によって自立するケースについてのものであることはいうまでもない。

㈦　昼間稼働能力を十分活用している場合には夜間大学等の世帯修学を認める。（局第1の4）

〈解説〉

従来、夜間大学等の修学については、実施要領上特段の規定はなかったが、本人が昼間稼働能力を十分活用している場合にはその余暇の過し方は本来自由であり、その過し方として勤労控除や生活費のやりくりによって夜間大学等で修学することについては、実施機関は関与すべきではないとの指導方針であったが、この取扱いについてこの際明確にするため、実施要領上に明記したものである。なお、夜間大学等の等とは、通信教育、各種学校などが考えられる。

資産の活用

㈠　身体障害者であって自動車による以外の方法で通勤することが困難な場合には、通勤用自動車の保有が認められることを明確にした。（課第3の4）

〈解説〉

被保護者が他の交通機関を利用する場合にはこれに必要な交通費は収入を得るための必要経費とすることが認められており、また、就労に伴って自転車または中古の原動機付自転車が必要な場合には、その購入費を収入を得るための必要経費とすることが認められているので、被保護者が就労に必要な交通需要については、一般的には対処し得るものである。したがって通勤用の自動車の保有は一般的には認められていないため、身体障害者が自動車を通勤用に使用する場合に、その保有が認められるか否かについては従来疑義が生じており、また実際に自動車を利用しなければ通勤できないケースが被保護世帯のなかにも見受けられるにいたったことから、このような場合の取扱いを明確にしたものである。すなわち、下肢または体幹等に障害のある身体障害者であるため、自家保有の自動車による以外の方法で通勤することがきわめて困難な場合であって、その保有が社会的に適当と認められる場合は、次官通達第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めることとした。

自動車による以外の方法で通勤することがきわめて困難な身体障害者の判断は、その障害者のおかれた身体機能（特に歩行機能）の程度によるので一概に等級をもって決めることはできないが、自動車税等が免除される障害者（下肢・体幹の機能障害者で身体障害者手帳を所持する者については、一五〇〇cc以下の自動車について自動車税、物品税、取得税が免除される）を標準とし、障害の程度、種類および地域の交通事情、世帯構成等を総合的に検討して、個別に判断することとされたい。身体障害者以外の者の通勤用自動車の保有については、前述したところから明らかなとおり、原則として認められないが、多くのケースのなかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、今後も実施機関は、県本庁および厚生省とも十分協議のうえ最終的に判断していくこととされたい。

㈡　精神薄弱者については、地域のカラーテレビの普及率が七〇%に満たない場合であってもその保有を認めることとするとともに、電話の保有要件を緩和し、カラーテレビと同様に取り扱うこととした。（課第3の10）

〈解説〉

カラーテレビについては、従来、地域の普及率が七〇%に満たない場合であっても、老人、身体障害者、長期療養者または児童のいる世帯が利用している場合で、その保有が社会的に適当と認められる場合には、保有が認められてきたところであるが、新たに精神薄弱者がいる世帯についても長期療養者がいる世帯等と同様の生活実態にあると思われるところから、同様に取り扱うこととした。なお、ここでいう精神薄弱の程度については中軽度まで含めて考えてさしつかえない。

次に電話については、従来資産として相当の処分価値をもっていることおよび電話の普及率は大都市を中心にめざましいものがあるものの、一般家庭のほとんどが使用する域にまで達していない状況にあること等の理由により、それが単に日常生活の便利に用いられるのみであれば、国民生活の現状からみて一般的には保有は認められず、老人または身体障害者のみによって構成される世帯等であって、　なければ日常生活に著しく困難をきたす場合に限り、地域の普及率が七〇%に満たない場合であっても「社会通念上処分させることを適当としないもの」として保有を認め、これ以外の世帯については特例的に県本庁および厚生省との協議による承認を得て保有を認めるという制限的な途が開かれていたところである。しかしながら最近においては電話の普及率が著しく向上し昭和47年8月の「消費動向予測調査」（経済企画庁）によると全国全世帯七七・七%、非農家世帯六一・三%、農家世帯六八・一%のうち勤労者世帯六〇・二%、個人営業その他八五・二%となっている）また、老人、心身障害者長期療養者等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者が日常生活を営むにあたっては、電話の利用の必要性が一般世帯に比してより高いといえる。このような国民生活の向上と社会的障害者の需要の実態を背景として老人、心身障害者等をかかえている世帯について電話の保有を認めることとした。

電話の保有が容認されるのは、その世帯が利用している場合であって、その保有が社会的に適当と認められる場合に社会通念上処分させることを適当としないものとして認められるものである。ここでいう「老人」とは、おおむね六〇歳以上の者、「心身障害者」とは身体障害者および精神薄弱者等であり、前者はおおむね四級程度以上、後者はおおむね中軽度、「長期療養者」とはおおむね一年以上療養中または一年以上療養が見込まれる者、また、「児童」とは、おおむね義務教育終了前の者として取り扱うものであることについては、従来のカラーテレビの場合と同様である。

なお、被保護世帯の電話保有の一般的な取扱いは、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要性があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない場合には、当然保有が認められるものである。この場合の利用の必要性の判断にあたっては、普及率が一定以上になったことをもって即利用の必要性があるとして機械的に取り扱うべきものではなく、あくまでも個々の世帯の実態により判断すべきである。世帯にとって利用の必要性が認められないものについてまで、ただ普及率が高いというだけで保有を認める取扱いとするものではない。また、一般世帯との均衡を判断する場合における普及率については、個人営業等を除いた一般世帯の普及率によることとされ
。

最低生活費の認定

㈠ 精神薄弱者通勤寮、東京都心身障害者職能開発センター職業訓練部門、および川崎市社会復帰医療センター宿泊指導部門に入所中の者の基準生活費について、職業訓練校附属宿泊施設等と同様に取り扱うこととした。（告示別表第一第一章の三、局第6の2の(1)のサ）

〈解説〉

精神薄弱者通勤寮は、就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら原則として二年間入所させて、対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な事項の指導を行なうことにより、入所者の社会適応能力を向上させ、精神薄弱者の円滑な社会復帰を図ることを目的とするものであり、稼働収入があること、が前提となっているので、保護の適用は一般的には考えられないが、入寮中の単身者が疾病等のため数か月間当該寮において療養生活をよぎなくされるような場合の生活費に対応したものである。

東京都心身障害者職能開発センターは、職業訓練法による職業訓練施設と実態的にはほとんど同様である。また、川崎市社会復帰医療センターの宿泊指導部門は、精神病院の治療を一応終了したものを、原則として一年間宿泊　ここから職場へ通勤させるものであって、精神病患者を社会復帰させるまでのいわゆる中間施設である。これらの施設はいずれも入所者の自立を促進するためのものであるので、公共職業訓練施設に準ずるものとして基準生活費の特例を適用することとした。

基準生活費の基準月額は「食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額」であるが、勤務先で月のうち何食かの給食を有料で受けるような場合には、当該宿泊施設において全食給食を受けたものとして算定した額を「食費として施設に支払うべき額」として計上すること。

㈡ 人工栄養依存率は、医師のほか助産婦または保健婦の意見によっても決定できることとしたこと。（局第6の2の(3)のイ）

〈解説〉

人工栄養依存率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、実施機関の指定する医師の意見をきいて決定することとしていたが、事務合理化を図る見地から、助産婦または保健婦の意見によって依存率を決定できることに改めた。

保健婦の業務は、保健婦の名称を用いて保健指導に従事することであり、また、助産婦の業務は、助産または妊婦、じょく婦若しくは新生児（出生後二八日を経過しない乳児である）の保健指導をすることである。これらの保健指導の中に、乳児が人工栄養を必要とするか否かを判断することおよび人工栄養の程度を判断することが含まれているかということであるが、これについては、医務局看護課の見解によると正常児に関する限り問題はないとのことである。これに反し、乳児が一歳に達した後においてなお六か月の範囲内で人工栄養を認定する場合において必要な意見については、一歳に達した後になお人工栄養を必要とするような児童は異常児とも考えられるので、この場合は医師に限られたいこと。

㈢ 保護開始時において現に着用する被服（平常着）がない者または新生児等の平常着の支給基準額を一人当り三、〇〇〇円以内から四、五〇〇円以内に引上げた。（局第2の2の(5)のアの(ｳ)）

〈解説〉

被服類の購入経費の実態に対応して改善したものである。

㈣ 災害時における布団類、被服類の支給基準額を引上げた。（局第6の2の(6)のアの(ｴ)）

〈解説〉

「災害救助法による扶助の程度、および期間並びに実費弁償について」（昭和四〇年五月一一日厚社第一六二号各都道府県知事宛厚生事務次官通知）の基準額改正に準じて今回引上げたものである。

㈤ 社会福祉施設に通所する場合であって身体的条件、地理的条件または交通事情により交通費を伴う方法以外に通所することがきわめて困難な場合には交通費を支給することにした。（局第6の2の(7)のアの(ｷ)）

〈解説〉

生活扶助の移送費（交通費）は、従来臨時的な交通費しか認められていなかったが、職業訓練施設等に交通費を伴う以外に通所することがきわめて困難な場合には、継続的な交通費を支給する。

移送費の支給は、局第6の2の(7)のアの本文において明らかなとおり、他に経費を支出する方法がないときに限られるものであるので、職業訓練施設、身体障害者厚生援護施設等で技能修得する場合の通所交通費や稼働収入のある世帯の保育に欠ける児童が保育所または幼稚園（近隣に保育所がない等のためやむを得ず利用している場合に限る）に通所する場合の交通費は、それぞれ技能修得費または収入を得るための必要経費により対応できるので移送費の対象とはならないものである。

職業訓練施設等の「等」は、精神薄弱児通園施設、保育所（保育に欠ける児童が通所する場合に限られる）幼稚園（保育に欠ける児童が保育所に欠員がないかまたは保育所が遠距離にある等のためやむを得ず保育所の代替措置として幼稚園に通所する場合に限られる）等である。

交通事情により交通費を伴う方法以外には通所することがきわめて困難な場合とは、教育扶助の通学のための交通費の場合と同様である。

㈥ 住居を失った被保護者が家財道具を保管先に移転させる場合に必要な荷造費等を支給することとした。（局第6の2の(7)のアの(ｹ)）

〈解説〉

長期入院等のため住居を失った被保護者が家財道具の保管を知人等に委託する場合においてその荷造運搬に必要な最少限度の額を支給されたい。

㈦ 小中学校に入学する児童の入学準備金について、小学校入学時に五、五〇〇円から一一、〇〇〇円に、中学校入学時は、五、〇〇〇円から一二、〇〇〇円にそれぞれ引き上げた。

〈解説〉

入学時に要する物品の購入費用の実態に対応して改善を図ったものである。

㈧ 盲学校、ろう学校または養護学校の小学部または中学部に通学する児童、生徒について、付添がなければ通学がきわめて困難な場合には、付添の交通費を支給することとした。（課第4の45）

〈解説〉

盲学校、ろう学校または養護学校の小学部または中学部に通学する児童、生徒の付添の交通費については、「盲学校、ろう学校および養護学校への就学奨励に関する法律」により、援助の措置が講じられているが、この措置の対象となるのは、小学部三年（肢体不自由の養護学校については中学三年まで、重複学級については小学部六年まで）の児童生徒に限られ、これ以外の児童生徒であって付添がなければ通学が困難なケースが被保護世帯のなかにも若干見受けられるので、このような場合の付添の交通費を支給することとした。交通費は、実費支給だが継続して付添が必要なものについては、定期券、回数券等によることとされたい。

なお、「盲学校、ろう学校および養護学校への就学奨励に関する法律」により付添のための交通費が支給されるものについて実費との差額が生ずる場合は、その差額が生ずることについ　止むを得ないものであるときは、その差額を交通費として支給して差しつかえない。

㈨ 入浴設備の付設を認める範囲を拡大し、一般世帯についても一定の要件を満たすものについては、付設を認めることとした。（課第4の14）

〈解説〉

入浴設備の付設は、従来、重度の身体障害者、歩行困難な老人等であって自宅において入浴することが真に必要と認められる者に限り認められていたが、一般世帯であっても㈠おおむね30分以内の距離に公衆浴場がなく、かつ、もらい湯が期待できないこと。㈡当該地域のほとんどの世帯が入浴設備を付設しており、当該付設が地域の一般世帯との均衡を失しないと認められることの二つの要件を満たす場合には入浴設備の新設を認めることとした。このような改善を図ったのは、最近低所得階層を対象とした住宅が市街地から遠く離れた地域に建設され、公衆浴場を利用することが困難な世帯が多くなっていること、市街地においては、自家風呂の付設の進行に伴い利用者の激減から公衆浴場が廃止される傾向にあり、このような地域の被保護者は、入浴の機会が極度に制限されていること、さらに、老人、身体障害者等以外の世帯であっても既の入浴設備を更新しなければ入浴需要を満たすことが困難な事例が相当数見受けられること等の実態を勘案し、このような状態の下におかれている被保護世帯に対して入浴設備の付設を認めることにより、健康で文化的な最少限の入浴需要を充足させようという趣旨からである。

今回の改正によって、従来から入浴設備の付設が認められてきた重度の心身障害者、歩行困難な老人等の場合の取扱いについては何等変更がないものである。すなわち、これらの者であっても近隣に公衆浴場等があり、それが利用できるような場合は対象外である。また、家族に付添がいて一人では風呂に行けないが、手をとって連れて行けば入浴できるという事情にある場合も、いままでどおりの方法で対処していただきたい。したがって、右のような付添の方法により入浴させることが不可能な場合に限り認められるものであることに変わりはない。

今回の改正に伴って、一般世帯に入浴設備の付設を認める際に特に留意すべき事項は次のとおりである。

「おおむね30分以内の区域に公衆浴場がなく」の取扱いは、自宅から最も便利な交通方法によって30分以上の区域に公衆浴場がない状態をいうものである。公衆浴場までおおむ

ね30分以上交通時間がかかるかどうかについては、当該世帯の世帯員の身体的条件や住居のおかれた地理的条件等を総合的に判断して決定すること。

また、「当該地域」の判断は、生活用品の場合と同様、実施機関の所管区域、町村の行政区域または実情に応じて市の町内会、町村の部落開拓地等の区域を単位として取り扱うこと。さらに「一般世帯との均衡を失しない」状態は、当該地域の全世帯の入浴設備の付設率がおおむね九〇%以上であるかどうかを基準とされたい。

風呂の新設は、もっぱら最低生活維持の立場から入浴需要を保障しようとするものであるから、地域に被保護世帯が集中しているような場合であって、入浴設備を共用することが可能の場合には、できるかぎり共用することを考慮されたい。

付設に要する経費については、住宅維持費の範囲内で浴槽の購入費、給排水のための簡単な工事費、外部からの透視をさけるための簡単な囲いに要する費用等入浴のために必要な最少限度の額を認定することとされたい。また、付設の申請者があった場合には、当該付設に要する経費について扶養義務者等からの援助等が期待できるときは極力これを受けるよう指導す　こと。世帯の実態を十分に把握し、機械的に認定することのないよう特に配慮されたい。

なお、従来、風呂桶が破損した場合に、これを家屋補修の対象とするのは、(イ)近隣に公衆浴場がないこと、(ロ)もらい湯が期待できないことの二つの要件を満たす場合に限っていたところであるが、生活実態の変化に対応し今回(ロ)の要件を削除し、近隣に公衆浴場がない場合には、補修を認めることとした。

(ハ) 下水道法により水洗便所への改造義務を負う被保護者が市町村等の助成または援助により便所を改造する場合であって家屋の一部を補修する場合には、住宅維持費の支給対象とすることとした。(課第4の8)

〈解説〉

公共下水道の処理区域内にある建物のくみとり便所については、昭和45年、下水道法改正により、公衆衛生の向上及び処理区域内においてし尿収集することによる二重投資の防止の観点から、その建物の所有者に対し水洗便所に改造すべき義務が課せられてはいるが費用負担能力のない被保護世帯については、実質的にこの義務が免除されている。このような法制下にあるため、生活保護においてはくみとり便所の水洗化は認められていないが、公衆衛生の向上の観点からみると被保護世帯についても水洗化することは望ましいことである。建設省においては今年度から生活扶助を受けている世帯を対象として水洗化のための補助金（一世帯当り補助基本額で七万円補助率国が⅓、市町村が⅓、本年度実施計画は四千世帯）を計上し処理区域内の水洗化を促進することとしている。

かかる補助金を受けて水洗化する場合には、便所の壁などの一部を補修しなければならない場合が生ずるが、この補修に必要な経費を住宅維持費の支給対象にすることとした。

なお、水洗便所化に伴ない便器、水洗設備排水設備等を設けることとなるが、これらに要する費用は一般的には補助金の範囲内において整備することができるものと思われるが多くのケースの中には、七万円で整備することができないものもあると思われる。このような場合には扶養義務者等による特別な援助等を期待できるものについては、その活用により、これらが期待できないものについてはその不足分について、局第6の2の(9)のイの下水道設備費の支給対象として差しつかえない。

また、この補助金の対象となる世帯であって、台所の雑排水用の下水道設備を同時に新設する場合には、下水までの最短距離において実るよう特に留意されたい。

(ホ) 出産扶助基準額を引き上げるとともに所要の規定の整理を行なった。(告示別表第6の6、課第4の46)

〈解説〉

出産に要する費用を実態に見合って基準額を二〇、〇〇〇円に引上げるとともに、病院等施設において分娩する場合には、これに入院に要する必要最少限度の額（八日以内の実入院日数分）を加算することとし、これを一般基準に改めたこと。

基準額二〇、〇〇〇円には入院の場合医療扶助において認められる入院料以外の分娩に必要な分娩介助料、新生児介補料、胎盤処置料、文書料等一切の経費が見込まれているものである。

したがって、他の傷病により入院した者が、その入院中に分娩した場合等であって、新生児介補料が医療、扶助又は医療保険の給付対象となる場合は、二〇、〇〇〇円の基準額から新生児介補料の額（一類看護の場合四四点、二類看護の場合三〇点、特類看護の場合六四点のそれぞれに八日以内の入院実日数を乗じて得た額。この点数は、甲表乙表とも同じである）を控除した額の範囲内で認定することとなる。

この場合、新生児介補料が医療扶助等の給付対象となることについては「参考」を参照されたい。

「入院に要する最少限度の額」とは、入院時基本診療料（乙表の場合は入院料と称する）および入院時医学管理料について八日以内の実入院日数により算定した額の範囲内で必要最少限度の額をいうものであり、入院時基本診療料とは、室料（基準寝具設備のある場合の寝具料を含む）看護料（特類看護、一類看護、二類看護の場合は当該料金を加算する）および給食料（特別食の場合は、当該料金を加算する）である。したがって、新生児室料は、入院料に含まれないので特に留意されたい。

なお、衛生材料費を必要とする場合は、別に一二、〇〇〇円の範囲内で必要な額を加算すること、双生児出産の場合は、基準額の二倍の範囲内で特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないことについては従来おとりである。

「参考」

新生児および乳児の介補料とは、生母の入院（保険の療養の給付の対象となっていないものでなければならない）に伴い、哺乳の必要から、また家庭で哺育する人がいない等やむを得ない理由により、新生児または乳児が生母とともに病院または診療所に同伴在院する場合に、沐浴調乳等一切の介護を保険医療機関が行なった場合の報酬であって、生母の傷病に起因するものであるから、生母にかかる療養の給付に属するものと解すべく、したがって生母の診療報酬請求明細書で請求するものである。（昭31・6・6保険発93号、昭31・8・27保険発(5)号）

(ロ) 地方公共団体から支給される職業訓練手当のうち技能修得手当相当額について技能修得費の特別基準を設定する途を開いた。（局第7の(2)のエ）

〈解説〉

公共職業訓練施設において職業訓練を受けている者のうち、雇用対策法等により職業訓練手当を受給しているものについては、当該施設における訓練に要する費用の実態を考慮するとともに、被保護者の自立を助長する見地から、職業訓練手当のうち技能修得手当については生業扶助（技能修得費）の特別基準を設定してきたところであるが、地方公共団体が身体障害者等を対象に職業訓練を行なう施設であって、当該施設が公共職業訓練施設に準ずるものであると認められる場合は、当該施設から支給される技能修得手当についても技能修得費　特別基準を設定できることとした。

この取扱いが認められるのは、社会局長の承認を受けたものに限られるものである。

収入の認定

(イ) 保護の目的達成に必要な場合においては、収入申告を書面で行なわせることができることを明確にしたこと。

〈解説〉

最近新任のケースワーカーや査察指導員の一部に、文書で収入申告をさせることは法的に疑義があるといったような理由で、文書による収入申告をさせない事例が見受けられる等、一部に弊害が生ずるに至ったため、内閣法制局の法的解釈をも確認したうえで明文化したものである。したがって従来から保護の決定実施上において必要な場合には収入申告を文書により定期または随時に提出させる取扱いとしているので、今回の改定に伴って格別の変更を加えたものではない。なお、保護の目的達成に必要な場合に収入申告を文書で提出させる根拠は法第二十七条によるものである。

(ロ) 農業収入を得るための必要経費として納屋の修理費を認めたこと。（次第7の3の(1)のイの(4)）

〈解説〉

納屋の修理費の取扱いを明確にし

農家においては、農機具等を保管するための納屋を保有しているのが通例であり、これが補修は農業経営上必要不可欠なものとなっているので、農機具等を保管するのに必要な最少限の規模の補修に要する経費を農業収入を得るための必要経費として認めたものである。必要経費として認められる額は、年間を通じて生業扶助の三〇、〇〇〇円を限度として認定することとされたい。

なお、納屋と住居が同一棟となっている場合であって、両方を同時に補修した場合の住宅維持費又は農業収入の必要経費控除の取扱いについてであるが、それぞれの部分の補修割合で総補修費を按分し住居の補修相当分については住宅維持費を、また納屋の補修相当分については農業収入の必要経費として取り扱うこと。また、現に住んでいる住居の雨もりがあるために、補修する場合であって、当該雨もりの原因が納屋にあるため、納屋を修理する場合には、当該経費を住宅維持費の支給対象として差しつかえない。

(ハ) 自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理の取扱いを明確にした。（次第7の3の(1)のウの(4)）

〈解説〉

たこととの関連で、農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費について規定を明確にしたものであり、従来の運用と異なるところはない。

(四) 通勤用自動車の保有が認められた場合における維持費を収入を得るための必要経費として認定する。（課第6の2）

〈解説〉

身体障害者について通勤用自動車の保有を認めたことに伴い、これが利用のために必要な燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく自動車賠償責任保険の保険料、自動車税（軽自動車税）を稼働収入を得るための必要経費として控除する取扱いとした。費用の認定にあたっては次に留意されたい。

ア、燃料費、自宅から勤務先までの最短距離で算定したガソリン代等とすること。

イ、修理費、小破修理に限ること。通勤以外の日常生活に使用中の故障は、この修理費の対象とはならないものである。また認定し得る額は、バス等によって通勤したと仮定した場合における交通費の額を一応の基準とすること。なお、車検については、修理費に含めて取り扱ってさしつかえない。

ウ、自動車賠償責任保険の保険料実費とすること

エ、自動車税（軽自動車税）下肢又は体幹が不自由であるため身体障害者手帳の交付を受けている者については、自動車税（軽自動車税）が免税されるので、認定の余地はないこと。（昭41・4・26 社更一七一厚生省社会局更生課長通知参照）ただし、認定を要する特別な事例については、県本庁及び厚生省と協議することとされたいこと。

(四) 恵与金が幼稚園等での就園にあてられる場合には、これを収入認定しない取扱いをする。（課第6の40）

〈解説〉

・最近における一般国民の生活実態を考慮して、自立更生にあてられるものとして収入認定しない取扱いが認められる範囲に幼稚園等での就園を含め、恵与金、補償金、見舞金等がこれにあてられる場合には、収入認定しない途を開いた。幼稚園等の「等」には保育所が含まれるものである。

次に、恵与金等によって児童が幼稚園に就園する場合、たとえば保育に欠けるというような条件を付すことなく認められるかどうかについては、この取扱いを認めた趣旨にかんがみ、著しく地域社会の均衡を失する等特別な事情がない限り、条件を付すことなく認められるものである。この点において勤労収入を得るための必要経費としての、子の託児費が認められる範囲よりも条件が緩和されていることに留意すること。

稼働収入を得ている世帯の児童が、保育所又は幼稚園に就園している場合における「必要経費控除」との関係であるが、当該世帯の実態を考慮して、いずれか一方の方法によって認定することとされたい。

収入認定しない額の限度は、入園料、保育料、入園支給費（「必要経費控除」が認められる範囲の物品の購入経費に限る）通園のための交通費等就園のために必要な最少限度の実費であるか、通園服の更新等一般生活費のやりくりによって対応すべき費用は含まないものである。

(四) 恵与金等が夜間大学での修学にあてられる場合には、これを収入認定しない取扱いとする。（課第6の40）

〈解説〉

若年者の自立助長を図る見地から、恵与金、奨学金等が夜間大学の修学費にあてられる場合には、これを収入認定しない取扱いとした。この取扱いが認められる収入は、局長通知第7の2の(3)にいう、貸付資金、同(4)にいう、自立更生のための

一、災害等による補償金、保険金しくは見舞金、指導指示による資産の売却収入又は死亡を事由とする保険金に限られるものであり、就学者本人の稼働収入等は含まれないものである。次に、収入認定しない額の限度は、入学の支度及び修学のために必要を認められる最少限度の額であるが、具体的な認定にあたっては、必要に応じ自立計画書を徴する等して、個々のケースの事情を十分考慮して取り扱うこと。

(四) 便所の水洗化に際しての、扶養義務者等からの援助費等について、収入として認定しない取扱いの範囲を拡大した。（課第6の26）

〈解説〉

くみ取り便所の水洗化への需要が高い実態に着目し、被保護者が市・町村の助成又は扶養義務者等の援助により、便所の水洗化を行なう場合当該助成費等を収入として認定しない範囲を拡大した。すなわち、従来は地方公共団体が一定地域の下水道設備を行なう場合等であって、下水道設備費、水洗便所設備費等の一部を助成する場合に限り、扶養義務者等の援助についても、これを収入認定しない取扱いであったが、今回の改正によって、地方公共団体の援助の有無も要件とはしないことに改めた。（厚生省社会局保護課）

医療扶助の運営方向

歯科診療の確保と鍼灸を採用

医療扶助運営方向については次のとおりである。

医療扶助の受給人員・費用は引続き増大傾向を示しており、生活保護制度に占めるその比重も逐年高まっている。したがって、昭和四八年度の医療扶助の運営に当たっては、被保護世帯の実態に即応した適切な処遇の確保を通じて適正な実施を推進する方針のもとに、とくに次の点に留意し指導の徹底を期するものとする。

一、医療扶助受給者の実態把握に基づく適切な処遇の確保

医療扶助は、指定医療機関へ患者を委託して行なうことから、これに伴う事務処理が中心となり、ともすれば形式的になりがちである。しかしながら、医療扶助の実施は、医療経済給付のみにおわることなく、生活保護制度の趣旨に則して、対象患者の早期回復が達成され、自立の助長が図られる等有効かつ適切に行なわれることが要請されるものであり、このためには、医療扶助受給世帯の実態の把握と、それに基づく指導の強化を推進することにより、医療扶助受給患者の適切な処遇の確保を図る必要がある。この前提に立って、ここ数年来、福祉事務所における医療扶助運営体制の強化を通じて、医療扶助開始世帯および長期入院、長期外来患者にかかる継続世帯の実態把握と適正処遇を現業活動として定着させるよう指導と研修に力を入れてきたところであり、本年度も、引き続きその方針を堅持することとした。

医療扶助受給世帯の実態の把握とそれに基づく指導の強化・推進については、ここ数年来の取組みの結果、相当の効果があがってきているが、昭和四六年度監査結果・報告等において指摘されたとおり、なお、幾多の解決すべき問題が浮彫りにされているところである。

昭和四六年度における長期入院患者の実態把握結果によれば、一年以上の長期にわたって入院している患者は約十万人であり、このうち六千二百人（五・九%）が入院継続の必要がないと認められる者であった。措置の結果は、四千三百人（四・一%）が退院（老人福祉施設に六四%、保護施設に二七%等）したが、なお、約二千人の患者について退院促進の措置が必要な現状にある。また、昭和四六年度から着手した長期外来患者の実態把握（一年以上受療）は、四六年七月から四七年三月の九ヵ月分の報告の結果において、一年以上の長期にわたって外来通院している対象者数は、一七万人にのぼり、このうち、入院治療に切り換えるべきものが二千六百人（一・五%）外来治療の継続を必要とし、かつ、受療に関する指導援助等の措置を要する者が三万二千人（一九・二%）にのぼっている。これに対し、指導および措置した結果としては、「就労」については、就労指導援助中の者六五〇〇人、就労した者三、四〇〇人にのぼっており、「入院」については、入院措置について連絡準備中の者八七〇人、入院した者一、五三〇人となっている。

ただ、地域によって取組みの遅れがみられ、長期入院患者の実態把握率を例にとると、全国平均は二八%であるが、全件一〇〇%の把握を終えた県と、七%程度の県と県間格差が大きい。

また、現在医療扶助による入院患者のうち精神障害者が五〇%を超え、わが国における全精神病入院患者の四〇%を占めていることにみられるように、医療扶助における精神障害者問題の比重が極めて大きいことにかんがみ、被保護入院精神障害者の実態を調査、把握し、対象患者の処遇充実等今後の行政運営に反映させる必要があることから、本年度前半において実態調査を行なう予定である。

なお、医療扶助受給者の実態把握等については、昭和四二年六月の「運営体制強化」にかかわる社会局長通知以降順次、個別の医療扶助受給者の実態把握実施等のための通知が示されているが、ケース取扱い上の実施方式の統一を図り、平常業務化するよう福祉事務所等からの要望があることから、ここ数年の取組み結果、実施上の問題点等をふまえて検討を加えることとする。このために、県本庁、福祉事務所等からの活発な意見提起をまちたい。

二、指定医療機関の協力確保

医療扶助の実施は、指定医療機関に患者を委託して行なう方式をとっているので、医療扶助の適正実施のためには、指定医療機関の本制度に対する正しい理解と協力を得ることが必要不可欠であるが、これは日常業務を通じての相互理解の上に成りたつものである。